

平成 22 年度第 1 回臨時理事会議事録

日時 平成 22 年 6 月 26 日 (土) 11:00~12:40

会場 主婦会館プラザエフ 「スズラン」

出席者

理事長：吉村 泰典

副理事長：落合 和徳、和氣 徳夫

理事：石河 修、岩下光利、岡井 崇、片渕秀隆、嘉村敏治、吉川史隆、工藤美樹、倉智博久、
小西郁生、櫻木範明、杉浦真弓、武谷雄二、平原史樹、深谷孝夫、星合 昊、峯岸 敬、
吉川裕之

監事：岡村州博、星 和彦

第 64 回学術集会長：平松祐司

幹事長：矢野 哲

副幹事長：澤倫太郎

幹事：内田聡子、金内優典、北澤正文、久具宏司、小林陽一、榊原秀也、高倉 聡、多賀谷 光、
寺田幸弘、橋口和生、濱田洋実、阪埜浩司、藤原 浩、増山 寿

議長：松岡幸一郎

副議長：佐川典正、清水幸子

専門委員会委員長：久保田俊郎

理事会内委員会委員長：海野信也、竹下俊行

弁護士：平岩敬一

事務局：荒木信一、桜田佳久、青野秀雄

午前 11 時 00 分、理事総数 23 名のうち 20 名が出席し（井上正樹理事、木村正理事、八重樫伸生理事は欠席）、定足数に達したので、吉村理事長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長、副理事長の計 3 名を選任し、これを承認した。

I. 平成 22 年度第 1 回定時総会運営について

(1) 代議員からの質問・要望事項 [資料：総会 1]

(2) 代議員選挙規則の一部変更について

岩下理事「6 月 12 日の理事会で承認を受けた代議員選挙規則について、その後意見が寄せられ検討の結果、一部を修正したい。第 6 条 2 項の表現を『会費未納者は選挙権を有しない』から『会費未納の者は選挙権を有しない』に変更し、第 9 条の『本会は各都道府県に選挙管理委員会の設置を委託し』から『本会は各都道府県に選挙管理委員会を設置し』に変更したい。」

平岩弁護士「選挙管理委員会を設置する主体は本会であるが、委託という言葉は本会の主体性に誤解を生みやすいため、変更した方が良く考える。」

佐川副議長「各都道府県とは選挙以外の業務を含めて委託契約を結ぶことになると思うが、そこに明定されていればこの変更で問題ないと思う。」

久具幹事「第 9 条の各都道府県は行政機構の都道府県と解釈される可能性がある。例えば『各都道府県を単位とする』という表現では如何か。」

吉村理事長「そのように変更したい。」

代議員選挙規則の一部変更については、全会一致で承認された。

(3) 代議員選挙規則の Q&A について [資料：総会 2]

事務局より Q&A の各項について説明があり、質疑応答を行った。

嘉村理事「補欠の数に特に規定はないのか。」

吉村理事長「選出しておかなければならない補欠の数についての規定はない。1名以上となる。」

吉川(裕)理事「仮に5名定数のところに5名立候補したら、無投票なのか信任投票をするのか。」

平岩弁護士「公益認定を既に受けている団体の選挙規則を参考にすると、無投票当選を認める運用で良いと考えられる。改めて信任投票を行い適格性を確認する必要はない。」

深谷理事「無投票の場合でも補欠は必要であるならば、補欠定員がない中で立候補を促す主体がないと混乱しないか。」

平岩弁護士「それを回避するには、立候補者を募る時点での選挙に関与する方々の動きが大事になる。」

吉村理事長「代議員に複数の欠員が出て補欠が不足すると新たに選挙を行う必要も出てくるので、補欠は多めに選んで置いて順位を付けておいた方が良い。」

松岡議長「代議員と補欠を別々に選挙するということか。」

吉村理事長「一つの代議員選挙で当選した方は代議員に、落選した方は補欠に回るということである。」

岡井理事「Q&A14において、必ず補欠を選出するように努める、というのは曖昧な表現である。『必ず補欠を選出して下さい』で良いのではないか。」

吉川(裕)理事「選挙管理委員会が定数を上回る立候補者を募る動きを『努める』と言っている訳で、現実には補欠を選出することがどうしても出来ない場合もあり、この修正だと選挙管理委員会の権限を越えたことを義務づけることにはならないか。」

佐川副議長「補欠も1月22日までに決めないといけないのか。代議員定数しか立候補しない場合、改めて選挙することは大変である。代議員の任期は4月からであり、3月に多くの地方で開かれる総会の折に補欠を決められるようにすれば効率的である。」

吉川(裕)理事「総会で選挙をせずに補欠を決めることはありえない。補欠がない場合は、代議員が欠けた時には選挙をする必要がある、ということではないか。」

星合理事「実際には定数通りの立候補しかないケースは多い。補欠を置けなかった場合どうするか、は各都道府県の判断ではあるが、本会としてもここで十分に整理しておいた方が良い。」

平岩弁護士「例えば5名定数で5名しか立候補しなかった場合はその人達が代議員になる。この段階で補欠選挙を行おうとしても代議員に手を上げる人がいない状況なのだから選挙にならない。補欠のいない状況のまま進み、代議員が欠けた時に選挙をする、という整理で良いのではないか。」

工藤理事「代議員定数は1月に入ってから知らされることになるが、スケジュールを考えると立候補者を募る時には何名当選するかが明示できない可能性が高い。選挙公示はいつ行えば良いのか。」

荒木事務局長「実際に代議員定数の確定数の通知は1月に入ってからになるが、しかし11月や12月半ば時点での会員数や代議員定数の推定数はお示しできると思う。ただ端数調整のなかで推定数と確定数のズレは当然に起こる。」

吉村理事長「選挙公示のタイミングなどのスケジュールは各地方部会で考えて頂くことになる。定数なども補欠を考慮した見込みをもとに、全体的に前倒しして進めてほしい。例えば1月に事務局から通知される代議員数を上から選ぶということで12月に選挙をすることもできる。また得票数が同数の場合どうするかなども、各地方部会での細則で決めていただければ良い。」

佐川副議長「選挙管理委員会の委員は立候補できるのか。」

平岩弁護士「選挙の中立性、公平性を担保するために選挙管理委員会があるのだから、委員が立候補することは制度上、ありえない。」

吉川(裕)理事「連記制を採る地方が代議員定数が決まる前に選挙を行おうとした場合、ルール違反にならないように、安全である範囲を見極めて連記数を決める必要がある。」

佐川副議長「定数が決まっていない状態で選挙の公示などの選挙活動を始められるのか。1月月初に定数が通知されて1月22日には選挙結果を報告するというのは、時間的に無理があるのではないか。」

落合副理事長「9月30日までの会費納入は原則だが、納入が遅れるので12月31日に定数確定を行っている。これは各地方の事情を慮ってのことであり、選挙期間が短すぎるというなら情状酌量なしに機械的に9月30日をもって定数確定をする、というやり方もある。」

佐川副議長「全国一律に選挙を実施することが原則であり、それを優先するなら1月中の2週間で選挙を行うより9月30日に定数を確定させて10~1月の間に選挙を行うことにした方が良い。地方部会へは前もって会費納入期限の遵守を言い続けておくことが必要である。」

吉村理事長「なかなか難しいことだと思う。9月30日の会費納入率は全国平均で80%だが、30%台の地方もある。このために定数が減少して発言権を失うことは公平な学会運営からは問題が多い。」

- 星合理事**「定数が決まっていななかでの選挙は有効なのか、を確認したい。これが有効であるならば、定数通知後の短い期間での選挙にこだわる必要はなくなる。」
- 吉村理事長**「これは有効である。仮に3人が立候補して投票を行い1, 2, 3と順序を付けて置いて、後で定数が2と決まって2名当選、1名補欠となる、ということは問題ない。」
- 深谷理事**「選挙を行ってにおいて序列を付けて置き、あとで上位者から定数分を当選とすることが可能ならばその方法でやりたい。」
- 平岩弁護士**「公示を行う時点で定数が決まっていることは選挙の原則ではある。しかし公益法人への移行のために例外的にこの原則が守れない事態になっているわけで、この対応策が本会の自律権の範囲内の合理的な運用であれば違法な選挙とは言えない。他にやりようがないのだから、地方ごとの選挙日のズレや定数確定前に序列を付ける選挙を行うことはやむを得ないと考える。」
- 佐川副議長**「そうすると12月までには立候補を募って選挙をスタートさせ、投票期限を1月15日頃として1月22日には報告できるようにしたい。」
- 星監事**「代議員選挙規則第14条では代議員は役員を兼務できない、となっている。一方総会の8号議案で現役員の任期は6月までと提案されている。現役員は新代議員になるケースも多いのではないかとと思うが、何らかの特例が必要にならないのか。」
- 吉村理事長**「問題点は認識している。対応策を検討したい。」

II. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 総務 (岩下光利理事)

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向 特になし

(2) 専門委員会

(イ) 生殖・内分泌委員会

①ホルモン補充療法ガイドライン頒布状況について

6月23日現在、入金済4,671冊、校費支払のため後払希望7冊。

(ロ) 婦人科腫瘍委員会 特になし

(ハ) 周産期委員会 特になし

(ニ) 女性ヘルスケア委員会 特になし

(3) 幹事の委嘱について

前回の理事会で幹事を委嘱した、多賀谷 光先生には専門医制度幹事、教育幹事を担当して頂くこととなった。

特に異議なく、全会一致で承認した。

〔II. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

①「子宮がんという用語を廃するための要望書」を6月12日の第2回理事会での議論を踏まえ、厚生労働大臣あてに提出した。〔資料：総務1〕

②厚生労働省医薬食品局から、オキシトシン、ジノプロスト及びジノプロストン製剤の適正使用の徹底のため、会員への周知依頼があった。機関誌およびHPへの掲載により対応したい。

〔資料：総務2〕

〔III. 関連団体〕

(1) 日本糖尿病妊娠学会

妊娠糖尿病の診断基準変更について最終案が確定したので、本会機関誌、HPでの周知依頼があった。

〔資料：総務3〕

平松第 64 回学術集会長「妊娠糖尿病の診断基準は前回の理事会で承認いただいているが、先月の日本糖尿病妊娠学会の議論を踏まえて一部変更した。」

(2) 日本医療安全調査機構

同機構より「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」における協力学会を対象とした説明会の案内があり、本学会から岡井崇先生に出席していただくこととなった。 [資料：総務 4]

[IV. その他]

(1) 卵巣腫瘍取扱い規約 第 2 部 改訂第 2 版 500 部の増刷許可願いが金原出版より提出されたのでこれを許可した。

(2) 周産期関連、子宮頸がん関連新聞記事 [資料：総務 5]

2) 会 計 (和氣徳夫副理事長)

(1) 才和監査法人から、平成 21 年度財務諸表および収支計算書について適正に表示している旨の監査報告書を受領した。 [資料：会計 1]

3) 学 術 (吉川裕之理事)

(1) 学術委員会関連 特になし

(2) プログラム委員会関連 特になし

(3) ガイドライン—産科編

①会議開催

第 3 回コンセンサスマーティングを 7 月 12 日に神戸で開催する予定である。

②「産婦人科診療ガイドライン—産科編 2008」頒布状況について

6 月 23 日現在、入金済 11,757 冊、後払希望 8 冊。

吉川(裕) 理事「ガイドライン 2008 のうちの余部を医会と学会で 100 部ずつ、コンセンサスマーティング等で使用することとした。」

(4) ガイドライン—婦人科外来編

①会議開催

第 4 回コンセンサスマーティングを 7 月 18 日に東京で開催予定である。

4) 編 集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

7 月 16 日に JOGR 全体編集会議を開催する予定である。

(2) 英文機関誌 (JOGR) 投稿状況：2010 年投稿分 (平成 22 年 5 月末現在)

投稿数 384 編 (うち Accept20 編、Reject132 編、Withdrawn/Unsubmitted 72 編、Under Revision39 編、Under Review 105 編、Pending165 編、Expired 0 編)

(3) 2009 年の JOGR のインパクトファクターは 0.777 との発表があった。

岡井理事「インパクトファクターは昨年より低下しているが、これは分子となる引用されている論文数は増えているが、分母になる投稿数の増加数が更に多かったためである。編集委員会にて対応方針を検討して報告したい。」

5) 渉 外 (落合和徳副理事長)

(1) 会議開催

①第3回渉外理事・幹事会議を12月10日に開催の予定である。

[FIGO 関係]

(1) 本会 HP 会員専用ページ海外学会情報のページに、Statement by FIGO President: Medicalisation of Female Genital Mutilation/Cutting (“FGM/C”) を掲載した。

[AFOG 関係]

(1) 11月19～21日シンガポールにて開催の European Society of Infectious Diseases in Obstetrics & Gynaecology (ESIDOG) に、各 AFOG 加盟国より3名の参加者を招待 (エコノミー航空券、宿泊、ディナーを ESIDOG が負担) するとの連絡を受け、早川智先生 (日本大学) を参加者として AFOG へ推薦した。

[ACOG 関係]

(1) 第63回日産婦学術集会における Exchange Program に ACOG 役員3名、若手医師6名を招待したい旨 ACOG へ連絡した。

6) 社 保 (星合 昊理事)

(1) 会議開催

①第2回社保委員会を9月24日に東京国際フォーラムにて開催の予定である。

(2) 平成23年度診療報酬改定要望項目として、新規要望1. 腹腔鏡下子宮腔上部切断術、2. 子宮鏡下子宮内膜焼灼術の新設、前年度要望の再提出1. 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術、2. 傍大動脈リンパ節郭清術、3. 子宮腺筋症病巣除去術、4. 腹腔鏡下子宮筋腫核出術と子宮付属器癒着剥離術の複数手術の特例拡大、5. 腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術と子宮付属器癒着剥離術の複数手術特例拡大、6. 造膈術 (腹腔鏡下、骨盤腹膜利用による) の新設を、外保連を通し要望することとした。

(3) オフィスギネコロジーアンケートについて [資料: 社保1]

星合理事「オフィスで開業する産婦人科医の実態を調査するもの。示唆に富む結果が出れば、来年の学術集会で報告し、若い世代の先生に聞いて頂きたいと考えている。」

7) 専門医制度 (櫻木範明理事)

(1) 会議開催

平成22年度第2回中央委員会と全国地方委員長会議を6月27日に開催する予定である。

8) 倫理委員会 (嘉村敏治委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成22年5月31日)

①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録: 44 研究

②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録: 621 施設

③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録: 621 施設

④顕微授精に関する登録: 509 施設

⑤非配偶者間人工授精に関する登録: 16 施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

5月31日現在申請172例 [承認152例、非承認4例、審査対象外15例、取り下げ1例]

(3) 講習会開催

「生殖医療に関する遺伝カウンセリング受入れ可能な臨床遺伝専門医認定講習会」を7月4日に東京ステーションコンファレンスで開催の予定である。

(4) 根津会員の「着床前診断に関する見解への意見書」への対応について [資料：倫理1]

嘉村理事「意見書への回答はすでに送付したが、意見書の記述から審査なしで着床前診断を行っていることが汲み取れるためこれを嚴重注意としてはどうか、との意見がある一方、意見を求めた結果でもあり嚴重注意とすべきではない、との意見もある。理事の方々のご意見を頂きたい。」

吉村理事長「前回の理事会では嚴重注意とすることを決めたが、理事会終了後、平岩弁護士から『会員に意見を求めてそれに応えて意見を述べたら処分を受けるというのは問題である』との反論もありえる、との意見があった。そのため本件は本日の理事会で再度検討することとした。」

平岩弁護士「学会から意見を求めておいて処分することは、学会の意向に反することは意見としても言えないのかという反応を生む可能性があり、慎重に対応した方が良い。」

久具副委員長「根津先生の意見書は、着床前診断を行っていることをアピールするためではない。着床前診断のあり方に対する提言が主目的であり、これをその主旨と別の観点から処分するには些か問題がある。処分の見送りは妥当な判断と思う。」

竹下委員長「処分見送りで良いが、着床前診断を行っていることは意見書から明らかなので、本人に対して何らかの問い合わせを行ってはどうか。」

武谷理事「嚴重注意としないのは良いが、重大な見解違反に対しては学会の主張を貫くべきである。学会の規範に関わる場合は看過できない。今回は学会から意見を求めたことに対する回答なので処分は見送りで良いが、学会としては事実関係を再確認した上で問題があれば嚴重注意もありえるのではないか。」

吉村理事長「本件は重大な見解違反であり今後は必ず審査承認を得ることは会員としての義務である、とした通知を送るのも一つの方法だろう。様々な意見が出たようだが、倫理委員会で再度揉んでいただいて、次回の常務理事会で結論を出したい。」

9) 教育 (小西郁生理事)

(1) 会議開催

①第63回学術講演会時若手医師企画委員会を6月26日に開催する予定である。

(2) 「産婦人科研修の必修知識2007」頒布状況について

6月23日現在、入金済4,299冊、校費支払のため後払希望19冊。

星合理事「必修知識の改定は来年4月までに進むスケジュールなのか。4月にはガイドラインの改定などもあり、ドラフトベースでも進んでいるのなら学術集会で紹介をする場を作れればと考えている。」

(3) スプリングフォーラムについて

明年3月開催のスプリングフォーラム開催に向けて実行委員会委員ならびに幹事に通信でご意見を伺っている。(6月14日発信・6月末締切)

(4) ICMART Glossary 翻訳について [資料：教育1]

ICMART Glossary 翻訳について最終案をとりまとめたので、HP等で会員からの意見を求める予定である。

10) 地方連絡委員会 (和氣徳夫副理事長)

(1) 会議開催

①6月26日12:45から地方連絡委員会を主婦会館プラザエフで開催する。

Ⅲ. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 広報委員会 (吉川史隆委員長)

(1) 会議開催

①第2回広報委員会・情報処理小委員会合同委員会を9月24日に東京国際フォーラムにて開催の予定である。

2) **コンプライアンス委員会** (平松祐司委員長) 特になし

3) **医療改革委員会** (海野信也委員長)

(1) 出産育児一時金制度改革を考える公開フォーラムを6月13日に開催し、90名前後の出席者があった。
会議の状況については本会HPで公開している。

海野委員長「出席者は正確には94名、この模様は周産期医療の広場のサイトで動画配信されている。」

(2) 愛知県保険医協会から、本会と医会で提出した「出産育児一時金直接支払制度終了後の抜本的改革に関する要望書」に賛同するアピールを採択した旨の連絡があった。[資料：医療改革1]

(3) 厚生労働省保険局より、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施要綱の一部改正通知があった。HPに掲載して会員への周知を図りたい。[資料：医療改革2]

海野委員長「7月14日に社会保障審議会医療保険部会で来年度以降の出産育児一時金の検討が始まる。」

4) **男女共同参画検討委員会** (竹下俊行委員長)

(1) 会議開催

①第1回次世代を担う男女産婦人科医師キャリアサポート委員会を6月15日に開催した。

②第1回女性の健康週間委員会を7月6日に開催の予定である。

(2) 地方部会担当公開講座について [資料：男女共同参画1]

5) **若手育成委員会** (齋藤滋委員長欠席につき橋口主務幹事)

(1) 会議開催

①6月25日産婦人科サマースクール若手医師企画委員会を開催した。

②6月29日に平成22年度第1回若手育成委員会を開催する予定である。

(2) 第4回産婦人科サマースクール

①申込み状況

5月20日から300名の募集を開始し6月15日で締め切った。

申込み状況は初期研修医:253名、学生:90名の合計343名である。若干のキャンセルがでるものと予想されるので全員を受け入れる予定である。

②プログラム等については委員会で慎重に協議し、土曜の夜についても従来の自由討論・懇親会に加え実技のアドバンスコースなどを設け参加者により満足感を与えられるよう準備を進めている。

III. その他

小西理事より、「子宮頸がんワクチンの危険性を主張するビラが東京、大阪、千葉、埼玉、奈良、鹿児島などで配布されている。デマに近い内容だが、これを読んだ人からの問い合わせも考えられ、Q&Aなどを準備しておく必要がある。」

吉村理事長「ワクチンを打った人がこれを読むと不安に思うかもしれないので、対応よろしくお願ひしたい。」

以上

平成22年度第1回臨時理事会配布資料

資料No.	資料名
	定款、定款施行細則等
	倫理的に注意すべき事項に関する見解
1	平成22年度第1回常務理事会議事録（案）
2	平成22年度第2回理事会議事録抜粋（案）
3	業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容
総 会 1	代議員からの質問・要望事項
総 会 2	代議員選挙規則のQ&A
総 務 1	子宮がんという用語を廃するための要望書
総 務 2	オキシトシン、ジノプロスト及びジノプロストン製剤の適正使用への協力依頼について
総 務 3	妊娠糖尿病診断基準変更について
総 務 4	「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」における協力関係学会説明会開催のご案内
総 務 5	周産期関連、子宮頸がん関連新聞記事
会 計 1	独立監査人の監査報告書
社 保 1	オフィスギネコロジーアンケートについて
倫 理 1	根津会員への回答書
教 育 1	ICMART Glossary最終版 翻訳(案)
医療改革 1	愛知県保険医協会からの賛同アピール
医療改革 2	出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施要綱の一部改正について
男女共同参画 1	平成22年度地方部会担当公開講座一覧